
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.56 2017/3/29

1 ブラジルでの食肉の不正事件についてQ&Aの一部改定

3月28日、厚生労働省は標記 Q&A の一部を改定した。改定されたのは A2 の次の点である。

なお、これら 2 施設から輸入された鶏肉、はちみつ、プロポリスについて、輸入業者に流通状況を調査し、在庫が確認された場合には詳細な情報が確認されるまで販売を見合わせるよう要請しているところですが、これまでの調査の結果、輸入業者や販売先において、鶏肉 812 トン、はちみつ 7.28 トン（輸入全量）、プロポリス 7 kg（注 2）の在庫が確認されたため、2 施設から出荷された鶏肉等に加え、出荷施設が不明なものについても、販売を見合わせるよう指導しています。

（注 2）平成 29 年 3 月 28 日 12:00 時点

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000158087.pdf>

2 「食品表示基準について」の一部改正について通知

3月28日、消費者庁は次長名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知）の「別添 栄養成分等の分析方法等」に基づく試験検査について、食品衛生検査施設（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 29 条に規定する検査施設をいう。）における検査等の業務管理に関する通知に基づき業務管理が行われるようその一部を改正した。

また、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）施行後における事業者等からの問合せを受け、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の解釈として「食品表示基準について」に明確化すべきと判断した点等についても併せて改正した。その主な改正点は次のとおり。

（1）（総則関係）

1 適用範囲について

（1）・（2）（略）

（3）試験検査の業務管理の実施について

「別添 栄養成分等の分析方法等」、「別添 アレルゲンを含む食品の検査方法」及び「別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に係る食品表示法第 8 条の規定に基づく試験検査については、その信頼性を確保する観点から、食品衛生検査施設（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 29 条に規定する検査施設をいう。）における検査等の業務管理に関する通知である「食品衛生検査施設における検査等の業務管理について」

（平成 9 年 1 月 16 日衛食第 8 号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）の別紙「食品衛生

検査施設における検査等の業務管理要領」及び「食品衛生検査施設等における検査等の業務の管理の実施について」（平成9年4月1日衛食第117号厚生省生活衛生局食品保健課長通知）の別添「精度管理の一般ガイドライン」に準拠した適切な業務管理を実施すること。

なお、個別の試験検査の実施において、特に留意すべき事項がある場合には、必要に応じて別途通知するので適宜参照すること。

（２）（生鮮食品）

１ 義務表示事項

（１）～（４） （略）

（５）食品表示基準別表第24に定めるもの

①～③ （略）

④ 冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたものに関する事項

名称のほか、冷凍食品である旨を表示する。

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/foods_index_18_170329_0010.pdf

食品表示基準について（新旧対照表）

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/foods_index_18_170329_0011.pdf